

今帰仁村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託仕様書

1. 業務委託名

今帰仁村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

2. 業務の目的・位置づけ

本調査は、日常生活圏域ごとに地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として3年毎に実施。また、第10期高齢者福祉計画策定の基礎資料とする。

3. 委託期間

契約の締結の日から令和8年2月28日までとする。

4. 委託料上限額

2,000,000円（消費税込）

5. 支払条件

業務完了後、一括で支払う。

6. 準拠法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか次の関係法令等に準拠するものとする。

- ・ 介護保険法
- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き

7. 調査対象者・調査数・想定回収率

調査対象	調査数	想定回収率
今帰仁村住民基本台帳に登録された65歳以上の在宅の高齢者（要介護認定を受けている方を除く。）	2,783人（令和7年6月1日時点）	40% （回収率の増減による契約金額の変更は行わない。）

8. 業務内容

各作業の数量及び仕様は次のとおりとする。

(1) 調査票の発送準備

ア 調査項目の検討と作成

調査票は、国が示す調査必須項目とし、高齢者に配慮した見やすくわかりやすいもの

を作成すること。ただし、調査項目の設問文、選択肢については修正しないものとする。

なお、調査の目的及び回答依頼等のあいさつ文も掲載すること。

数量	仕様
2, 783部	A4、上質紙、両面印刷、中綴じ製本

イ 調査票への宛名作成

村が提供する調査対象者リストデータを基に、受託者で宛名ラベル等を作成する。

数量	仕様
2, 783件	村が提供するデータ：CSV データ 宛名：郵便番号、住所、氏名

ウ 関連印刷物の作成

調査票の配布および返信用の封筒を作成すること。返信用封筒には名入れ印刷を行うこと。なお、作成する部数は、アの調査票部数と同数とし、作成にかかる費用は受託者の負担とする。

印刷物	数量	仕様
配布用封筒	2, 783件	角2クラフト封筒 85 g/m ² 、窓付き、1色刷り、区域内特別郵便を印字 ※同一の郵便区に100通以上の郵便物を同時に差し出す場合。
返信用封筒	2, 783件	角2クラフト封筒 85 g/m ² 、1色刷り、料金受取人払い郵便を印字

エ 封入封緘作業および発送

配布用封筒に調査票と返信用封筒を封入封緘する。

封入封緘済み封筒の発送に係る手配や手続きは受託者が行い、発送に係る郵送費については、受託者の負担とする。

数量	仕様
2, 783件	調査票、返信用封筒を封入

(2) 問い合わせ対応

- ・ 受託者は対象者からの調査票の内容等に対する問い合わせに対応する。
- ・ 問い合わせ内容や件数については、村に報告すること。

仕様
対応期間：調査票を発送日の翌々日から2週間 対応時間：9時～17時（土・日・祝日を除く） 電話回線：1回線

(3) 回答済み調査票の回収および電算処理

回答済み調査票の回収

郵送にて回収を行う。なお、回収に係る手配や手続きは受託者が行い、回収に係る郵送費については、受託者の負担とする。

(4) 調査結果データの集計・分析

「第 10 期今帰仁村高齢者福祉計画」の策定にむけ、以下の集計・分析を行う。

- ・調査結果について、多面的な視点から分析・政策立案できるよう、設問ごとにグラフや表、クロス集計等を作成すること。
- ・本村の特徴が把握できるよう、リスク該当者の出現率などについて、前回調査との比較分析を行うこと。
- ・高齢者の地域課題を抽出し、その因果関係等を分析し、リスク該当者の出現率の低減に向けた方策や今後の事業展開等について提案すること。

(5) 成果品の納品

受託者は、国ツール及び国手引きを参考の上、以下に掲げる成果品を納品すること。

なお、成果品に関する著作権は、村に帰属するものとし、受託者は村の許可なく成果品を第三者に公表または提供してはならない。

成果品	部数	仕様
分析報告書	電子データ一式 紙媒体 3部	紙媒体 A4版／3部、1色 <内容> ・調査の趣旨や回答者の属性 ・調査結果の概要、総括 ・分析結果（リスク分析、各設問間クロス集計など） ・分析処理するための設定条件の解説 ・地域特性 ・リスク該当者の出現率の低減に向けた方策や今後の事業展開等の提案 ・調査に使用した調査票など
地域包括ケア 「見える化システム」 登録用 CSV データ	一式	データを用いて地域包括ケア「見える化システム」にデータ移行を行うこと。
調査標本	一式	段ボール箱使用。受付番号順に整理すること。

9. その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、十分な知識と経験を有する者を配置し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。
- (2) 本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し技術上当然必要と認められる事項については、

受託者の責任において補充するものとする。

- (3) 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、仕様書に示していないことで業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、村からの指示を受けるものとする。
- (4) 調査にあたっては、調査対象者のプライバシー保護に万全を期すとともに、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。業務終了後も同様とする。
- (5) 個人情報の取扱いについては、今帰仁村個人情報保護条例を遵守するものとする。
- (6) 業務の遂行にあたっては、村の担当者と必要に応じて打合せを行い、十分な協議と確認のもと進めなければならない。
- (7) 打合せ等の出席に係る交通費等の経費、および資料作成に係る経費は、本委託料に含めるものとする。
- (8) 業務の実施にあたり疑義が生じたとき、および仕様書ならびに関係法令等に記載のない事項については、村と受託者との協議のうえ決定する。